

損害賠償の額の決定の専決処分について

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 8 年 9 月 7 日提出

高山市長 田 中 明

記

No.	項 目		内 容	
1	発生時期・場所		令和8年5月1日 午後3時5分頃 高山市朝日町上ケ見119番地先（国道361号）	
	事故の概要		ガードパイプに衝突したスクールバスに乗車中の小学生の負傷事故	
	相 手 方		[REDACTED]	
	事故の種類		人 身（額の切傷等）	物 損（眼鏡）
	被害総額・市の過失割合		58,398円・100分の100	25,300円・100分の100
	賠 償 金		58,398円	25,300円
	内 訳	保 険 金	58,398円	25,300円
		一般財源	0円	0円
専決年月日		令和8年8月25日 地方自治法第180条第1項		
2	発生時期・場所		令和8年5月1日 午後3時5分頃 高山市朝日町上ケ見119番地先（国道361号）	
	事故の概要		ガードパイプに衝突したスクールバスに乗車中の小学生の負傷事故	
	相 手 方		[REDACTED]	
	事故の種類		人 身（検査等）	物 損
	被害総額・市の過失割合		28,730円・100分の100	—
	賠 償 金		28,730円	—
	内 訳	保 険 金	28,730円	—
		一般財源	0円	—
専決年月日		令和8年8月25日 地方自治法第180条第1項		

No.	項 目	内 容	
3	発生時期・場所	令和8年5月1日 午後3時5分頃 高山市朝日町上ケ見119番地先（国道361号）	
	事故の概要	ガードパイプに衝突したスクールバスに乗車中の小学生の負傷事故	
	相 手 方	[REDACTED] [REDACTED]	
	事故の種類	人 身（検査等）	物 損
	被害総額・市の過失割合	28,727円・100分の100	—
	賠 償 金	28,727円	—
	内 保 険 金	28,727円	—
	訳 一般財源	0円	—
	専決年月日	令和8年8月25日 地方自治法第180条第1項	
4	事案の概要	固定資産名寄帳兼課税台帳の所有者情報が誤っていたため、当該固定資産名寄帳兼課税台帳を根拠として行った登記手続において登記漏れが発生し、再度登記手続を行う必要が生じたことについて、市の賠償責任を求められたもの	
	相 手 方	[REDACTED] [REDACTED]	
	被害総額・市の過失割合	81,950円・100分の10	
	賠 償 金	8,195円	
	内 保 険 金	0円	
	訳 一般財源	8,195円	
	専決年月日	令和8年7月9日 地方自治法第180条第1項	